

○彦根市障害者差別解消支援地域協議会の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)および彦根市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱(平成28年彦根市告示第 号)に定めるもののほか、彦根市障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)の組織および運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、法第17条第1項の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者差別の解消について複数の関係機関により紛争の防止および解決を図る事業の共有に関すること。
- (2) 関係機関が対応した障害者差別に関する相談の事例の共有に関すること。
- (3) 障害者差別に関する相談の体制の整備に関すること。
- (4) 障害者差別の解消に資する取組の共有および分析に関すること。
- (5) 障害者差別の解消について関係機関における斡旋、調整等の様々な取組による紛争解決の後押しに関すること。
- (6) 障害者差別の解消に資する取組の周知および発信ならびに障害特性の理解のための研修および啓発に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項に関すること。

(会長および副会長)

第3条 協議会に会長および副会長を置くことができる。

- 2 会長および副会長は、第4条に規定する代表者会議において、その構成員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、および会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、代表者会議および実務者会議とする。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、障害者差別の解消を総合的に推進するためのシステムの構築、連携体制の整備および調整その他の第2条に掲げる事項に関する全体的な協議を行う。

- 2 代表者会議の構成員は、関係機関を代表する者および学識経験者等構成員とする。
- 3 代表者会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 4 代表者会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 代表者会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、障害者差別の解消を継続的に図るための情報共有および協議ならびに連携の推進その他の第2条に掲げる事項に関する実務的な協議を行う。

- 2 実務者会議の構成員は、関係機関を代表する者が当該関係機関に属する者のうちから指名する者とする。
- 3 実務者会議は、福祉保健部障害福祉課長が事案に応じて構成員を招集する。
- 4 実務者会議の運営に関し必要な事項は、その都度協議会が定める。

(部会)

第7条 協議会は、専門の事項を調査審議するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員その他部会の運営に関し必要な事項は、その都度協議会が定める。
- 3 前2項に係る事項は会長の専決により決することができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この規程は、平成29年2月10日から施行する。